

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

電力の小売自由化に伴うトラブルに注意！

契約切り替えは慎重に行いましょう

電力の小売全面自由化以降、新たな小売事業者との契約時のトラブルに関する相談が急増しています。

小売電気事業者は、契約内容を契約前に説明することが義務付けられています。訪問勧誘、電話勧誘等で申し込んだ場合、契約書面を受領した日から起算して8日以内であればクーリングオフが可能です。

【トラブルにあわないために】

▼電話勧誘を受けてもその場ですぐに決断はせず、家族などとよく相談して、契約の意思がない場合は、はっきり断りましょう

▼「お客様番号」や「供給地点特定番号」は電力の契約を新しい事業者に切り替える際に必要な情報であるため、安易に教えないようしましょう

▼契約した場合、事業者から書面が交付されます。契約内容は必ずしっかりと確認しましょう

▼契約切り替え後、元の電力会社に契約を戻そうとしても、以前の契約内容に戻せない場合がありますので、ご注意ください



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしぶた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9：00～16：00（時間に余裕を持ってお越しください）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用しません。

